

売買契約書（案）

柳川市（以下「甲」という。）を売主とし、
（以下「乙」という。）を買主とし、物品の売
買について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買）

第2条 甲は、次条に掲げる物品（以下「物品」という。）を乙に売り渡す。

（物品の数量等）

第3条 物品の名称、数量、売買代金は次のとおりとする。

（1）名 称

（2）数 量

（3）売買代金 金 円

（引渡期限等）

第4条 売買物品の引渡は、次の期限場所にて、第3条による売買代金の支払いを甲が確認した後に、納付時の現況有姿で行う。

（1）引渡期限 令和8年3月17日（火）まで

（2）引渡場所 甲乙の協議の上行なう

2 前項の引渡にかかる費用及び手続等は、すべて乙の責任で行うこと。

（売買代金の納入方法及び時期）

第5条 乙は、この契約を締結後、第3条に定める代金を令和8年3月10日午後2時30分までに、甲の指定する方法により納めなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物品の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（売買物品の引渡し）

第7条 甲は、売買代金の完納が確認できたときは、遅滞なく、売買物品を現状のまま乙に引き渡すものとする。

（瑕疵担保）

第8条 甲は、売買物品を引渡時まで善良な管理者の注意をもって引渡場所において保管するが、天災地変その他甲の責めに帰さない事由による物品の滅失・隠損及び引渡し後発見された瑕疵については、原則としてその責めを負わないものとする。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

（原状回復義務等）

第10条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買物品を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が該当売買物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

（賠償責任）

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金)

第12条 甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(協議)

第13条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、甲乙協議の上決定する。

この契約書の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福岡県柳川本町87番地1
柳川市
柳川市長 松永 久

乙